

高松市指令環指第112号

住所 香川県高松市一宮町1686番地6

名称 株式会社塵芥センター

代表取締役 溝淵 誉仁 様

高松市一般廃棄物処分業許可書

一般廃棄物処分業を行うことを次のとおり許可します。

令和5年7月20日

高松市長 大西 秀人



許可番号	高松市許可 第112号
許可期間	令和5年8月25日から令和7年8月24日まで
一般廃棄物の種類	裏面に記載のとおり。
処分方法	1 破砕及び堆肥化処分。 2 選別処分、破砕処分、圧縮梱包処分。
その他の条件	取り扱うことができる一般廃棄物は、再生利用を目的としたものに限る。 以下余白

一般廃棄物の種類

破砕及び堆肥化処分：①動植物性残さ ②汚泥（有機性のものに限る。）③木くず ④草、水草（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる一般廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有一般廃棄物	含まない。
水銀使用製品一般廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

選別処分：①廃プラスチック類 ②紙くず ③木くず ④繊維くず ⑤ゴムくず ⑥金属くず ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる一般廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有一般廃棄物	含まない。
水銀使用製品一般廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

破砕処分：①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤ゴムくず（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる一般廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有一般廃棄物	含まない。
水銀使用製品一般廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

圧縮処分：①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤ゴムくず（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる一般廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有一般廃棄物	含まない。
水銀使用製品一般廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

以下余白